

平成 21 年 6 月 30 日

公益信託の現況—平成 20 年公益信託概況調査結果

総務省では、公益信託の実態を把握するため、平成 11 年から毎年、公益信託の所管官庁（国の行政機関、都道府県の知事部局・教育委員会）に対し、調査を行っています。この度、公益信託の所管官庁からの回答に基づき、平成 20 年調査の結果を取りまとめましたので公表します。

1. 信託数（平成 20 年 12 月 1 日現在）

平成 20 年 12 月 1 日現在の公益信託の信託数は 564 件で前年（平成 19 年 10 月 1 日現在）と同数となっている（表 1）。また、平成 19 年 10 月 2 日から 20 年 12 月 1 日までの間における新規信託数は 5 件、当該信託財産（当初）は約 6 億円となっている。

2. 信託財産（平成 20 年 3 月末日現在）

平成 20 年 3 月末日現在の信託財産は前年（平成 19 年 3 月末日現在）より約 6 億円増加の約 695 億円となっている（表 1）。

表 1 信託財産規模別信託数

所管官庁	信託数	信託財産規模別信託数					信託財産 合計金額 (千円)	信託財産 平均金額 (千円)
		1千万円 未 満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上		
国 所 管	181	23	65	34	47	12	31,770,325	175,527
都道府県所管	383	62	168	72	69	12	37,727,105	98,504
合 計	564	85	233	106	116	24	69,497,430	123,222
	比率(%)	15.1	41.3	18.8	20.6	4.3		

(注) 共管重複分を除く実数。

3. 信託目的別信託数（平成 20 年 12 月 1 日現在）

公益信託の信託目的別の信託数を示したものが、表 2 であり、奨学金支給、教育振興、自然科学研究助成、国際協力・国際交流促進が上位を占めている。また、個々の信託目的における国所管、都道府県所管の占める割合を見てみると、国際協力・国際交流促進、自然科学研究助成、人文科学研究助成については国所管の割合が高く、奨学金支給、教育振興、社会福祉等については都道府県所管の割合が高くなっている。

表 2 信託目的別信託数

信託目的	合 計		国 所 管		都道府県所管	
		割合(%)		割合(%)		割合(%)
奨 学 金 支 給	200	28.4	28	11.9	172	36.7
自 然 科 学 研 究 助 成	80	11.4	60	25.5	20	4.3
人 文 科 学 研 究 助 成	19	2.7	15	6.4	4	0.9
教 育 振 興	88	12.5	6	2.6	82	17.5
社 会 福 祉	64	9.1	13	5.5	51	10.9
芸 術 ・ 文 化 振 興	50	7.1	17	7.2	33	7.0
文 化 財 の 保 存 活 用	8	1.1	3	1.3	5	1.1
動 植 物 の 保 護 繁 殖	5	0.7	2	0.9	3	0.6
自 然 環 境 の 保 全	34	4.8	12	5.1	22	4.7
緑 化 推 進	3	0.4	1	0.4	2	0.4
都 市 環 境 の 整 備 ・ 保 全	29	4.1	4	1.7	25	5.3
国 際 協 力 ・ 国 際 交 流 促 進	79	11.2	60	25.5	19	4.1
そ の 他	45	6.4	14	6.0	31	6.6
合 計	704	100.0	235	100.0	469	100.0

(注) 1 複数の信託目的を有する信託があり、信託目的別信託数の合計は延べ数である。
2 割合は、延べ信託数に対する百分率。

4. 主務官庁別信託数（平成20年12月1日現在）

公益信託の主務官庁別の信託数を示したものが、表3である。

表3 主務官庁（府省）別信託数

	本省庁	地方支分部局	都道府県知事	都道府県 教育委員会	合計	割合（％）
内閣府	0	—	16	—	16	2.7
警察庁	1	—	1	—	2	0.3
金融庁	0	0	0	—	0	0.0
総務省	20	—	14	—	34	5.7
法務省	2	—	0	—	2	0.3
外務省	15	—	0	—	15	2.5
財務省	0	0	0	—	0	0.0
文部科学省	85	—	4	266	355	60.0
厚生労働省	29	0	42	—	71	12.0
農林水産省	7	—	4	—	11	1.9
経済産業省	22	—	2	—	24	4.1
国土交通省	8	0	26	—	34	5.7
環境省	15	0	13	—	28	4.7
防衛省	0	—	0	—	0	0.0
省庁別合計	204	0	122	266	592	100.0

（注）合計は、共管重複分を除いていない単純合計。

5. 授益行為の状況（平成19年度までの累計）

授益行為（助成金等の支給、物品の配布といった資金又は物品の給付を指す。）の状況を示したものが、表4である。

これによると、個人を対象としているものが、全体件数 103,175 件のうち 70,957 件（68.8％）、合計金額 409 億円のうち 189 億円（46.3％）となっており、件数及び金額ともに最多となっていることが分かる。

表4 授益行為対象別件数・金額（累計）

（金額の単位：千円）

	信託数	個人		任意団体		法人		合計	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
国所管	181	18,487	11,233,924	4,455	3,647,285	2,987	2,843,893	25,929	18,020,566
都道府県所管	383	52,470	7,696,363	17,154	7,842,608	7,622	7,369,458	77,246	22,908,429
合計	564	70,957	18,930,287	21,609	11,489,893	10,609	10,213,351	103,175	40,928,995
授益行為対象別件数の比率（％）		68.8	—	20.9	—	10.3	—	100.0	—
授益行為対象別金額の比率（％）		—	46.3	—	28.1	—	25.0	—	100.0

（注）共管重複分を除く実数。

（連絡先）

総務省大臣官房総務課管理室 奥積参事官補佐

（代表）03-5253-5111（内線21625）（直通）03-5253-5181

（FAX）03-5253-5190